

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁長官
大村入国管理センター所長 殿

2020年12月2日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）
コース・マルセル（美野島司牧センター）
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第17回大村入国管理センターと
移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの要望と回答

1、家族が日本国内にいる被収容者は、家族から遠く離れて収容されることでかなりのストレスになっています。家族が居住する地域に近い施設で収容するようにしてください。
(昨年回答)

収容先については、各地方支局長・・・で、入管法第52条第3項を念頭に各状況を総合的に勘案して決定している。

(本年回答)

各地方出入国在留管理局支局から入国管理センターへの移収は、地方出入国在留管理局の長が入管法52条3項を念頭におきながら、被収容者の収容状況及び各収容施設の事情等を総合的に判断して決定している。

2、医療体制について、①平日昼間の医師常駐体制の実現、②土日休日、夜間等医師不在時の救急対応の充実、③地域の医療機関との連携の更なる強化、④センター医師の専門外案件について、外部専門医による診療の早期実施（特に眼科、耳鼻咽喉科、脳外科）、以上4点を行ってください。

(昨年回答)

- ① …平成25年度以降、非常勤医師で対応・・・。
- ② …救急患者？に対しては、ただちに救急車を要請して・・・。
- ③ 国立病院機構長崎医療センターと長崎大学病院に医師の派遣を依頼している。今後とも連携強化を計りたい。
- ④ 外部の専門医の受診日程を調整のうえ、外部・・・受診させる。

⑤ ボランティア医師による診療は、責任の所在の問題があり受け入れは困難。

(本年回答)

- ① …令和2年8月、当センターに外務省から常勤医師1名を出向者として受入れ、それ以降平日昼間の庁内診療については当該常勤医師及び非常勤医師で対応している。
- ② …医師の不在時においては、常勤医師に連絡の上、同医師が登庁して診療する、または医師の指示により外部医療機関に搬送しているほか、急を要するような症状の場合は救急外来の利用や救急搬送を要請している。
- ③ …現在、国立病院機構長崎医療センター（大村市）及び長崎大学病院（長崎市）等から医師の派遣を受けており、常勤医師の常駐体制は確保したものの今後とも地域医療機関との連携強化を図っていくこととしたい。
- ④ …医師が外部の専門医による診療が必要と判断した場合、外部の専門病院と受診日程等を調整の上、外部の専門病院で受診させている。

3. 外部医療機関に数か月にわたり入院中の被収容者がいる場合、弁護士等第三者による安否確認のための面会を許可してください。

(昨年回答) 保安上の理由から、原則として実施は考えない。

(本年回答) 保安上の支障から原則として一般の面会は許可していない。領事館や被収容者の訴訟代理人または弁護人である弁護士との面会は当該医療機関が面会の制限を行っていない場合に限り許可する。

4. 脳疾患系の疾患等により意思能力が疑わしい被収容者について、成年後見制度による保護等当該人の人権擁護策を具体的に実施してください。

(本年回答)

判断能力が不自由な方々を支援するという成年後見制度の主旨は理解するが、当所として同制度により被収容者を保護する立場にはなく、同制度の利用は困難。

5. 医師の処方により投薬される際に、薬の説明書に医師名を記載してください。

(昨年回答)

医療法第14条の2により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないこととなっているが、医療法施行令第3条第2項により当局の収容施設は医療法第14条の2の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号に該当するとして不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示、不開示を判断することとなっている。

(本年回答)

医療法第 14 条の 2 により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないこととなっているが、医療法施行令第 3 条第 2 項により当局の収容施設は医療法第 14 条の 2 の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 14 条第 2 号に該当するとして不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示、不開示を判断することとなっている。

6. 昨年貴センターに被収容者へのしっかりした医療的対処を要請したことに対して「被収容者処遇規則第 30 条に基づき、被収容者が罹病し、または負傷した時は、当所非常勤医師による診療を受けさせる。また同医師が外部による診療が必要と判断した場合や急を要する症状の場合は外部の病院で受診させる。」と回答しています。この「外部の病院で受診」させるだけでなく、治療において被収容者が希望する場合は、保存的療法にとどまらず、必要に応じて根治療法をとってください。

(昨年回答)

被収容者処遇規則第 30 条に基づき、被収容者が罹病し、または負傷した時は、当所非常勤医師による診療を受けさせる。また同医師が外部のよる診療が必要と判断した場合や急を要する症状の場合は外部の病院で受診させる。

(本年回答)

外部病院を受診した場合、保存的治療、根治治療に関わらず医師が必要と判断した治療を行っている。

7. 現在行われている臨床心理士によるカウンセリングの他に、長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるような事業を実施してください。例えば、麻薬一掃の教育や日本語学習は、帰国後の生活再建にも寄与します。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの収容目的や保安上の問題により実現は困難。

(本年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解し継続、充実していく。その他の要望については、当センターの収容目的等から実現は困難。

8. 窓ひとつだけでいいですから、外が見えるようにしてください。

(昨年回答)

外周路の窓ガラスに設置している磨りガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上と被収容者のプライバシー保護のためのものなので外せない。現在のガラス状フィルムを替えてミラーガラスに変更すれば、昼間は良いが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の支障があり取りはずせない。

(本年回答)

外周路の窓ガラスに設置している磨りガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上と被収容者のプライバシー保護のために設置している。

9. ボランティアによる面会室での傾聴活動の案内を居住区に掲示してください。

(昨年回答)

収容所内の掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の特定の団体の掲示を行う予定はない。

(本年回答)

収容場内の掲示物は、当方が業務上必要と認めたもののみで、個別の特定の団体の掲示を行う予定はない。

10. 運動場の利用時の被収容者のけがが散見されます。安全配慮をより充実してください。

(昨年回答)

適宜、激しく衝突することは控えるよう指導している。衝突緩和のため、壁にゴムを貼る等対応している。夏期は熱中症にならないよう指導をした。

(本年回答)

運動を実施する被収容者に対しては、適宜、激しく接触することは控えるよう指導している。また事前に許可を受けた場合に限り、運動靴の使用も認めており、戸外運動の壁面等にはクッション材を貼り付ける等万が一事故が発生した場合の被害の軽減をはかっている。

11. 難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被収容者については仮放免を許可してください。

(昨年回答)

…、…健康上の問題がある難民認定申請中の人などには、人道上の観点から柔軟に対応している。それ以外については、送還している。

(本年回答)

入管収容施設は刑事施設とは異なり、被収容者が退去強制令書に従い出国することですぐさま収容状態が解かれるという性質の施設であり、基本的に長期収容は送還の促進に

よって解消すべきものと考えている。その上で健康上の問題で治療が必要な場合や難民認定申請などの事情を有するため速やかな送還の見込みが立たない場合には人道上の観点から仮放免制度の弾力的な運用を図るなど、収容の長期化をできるだけ回避するよう柔軟に対応している。

12. 重篤な疾患を持った被収容者に対しては、出所直後から外部で治療に専念するための公的医療保険等の行政サービスが受けられるように、入管庁や厚生労働省等の他官署と連携のうえ、在留資格を許可してください。

(昨年回答)

当センターには、在留資格に関する機能はない。なお、国民健康保険適用については厚生労働省の所管となっている。

(本年回答)

当所は業務上、在留資格に係る措置の権能を有しないことから回答する立場にはない。また国民健康保険を適用するかどうかは厚生労働省の主管であり、当所がこたえる立場にない。

13. 帰国を強要する係官の言動は止めてください。また職員の発言によって人間性や民族性を否定されたと受け止める事案が発生することがないように引き続き、職員を対象に、人権の尊重、民族性の尊重そして被収容者の心情に配慮する処遇実施のための教育の徹底を図ってください。

(昨年回答)

入管法第 52 条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならず、被退去強制令書発付者について帰国を説得するのは当然の入国警備官の職務。毎年度、本省において実施される人権研修に 1 名を派遣している。前年度、その者を講師としたフィードバック研修を行っている。若手職員に対して服務心得に係る研修を実施した。

(本年回答)

入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は退去強制令書が発付されている者を速やかに送還しなければならず、被退去強制令書発付者に対し帰国を説得するのは入国警備官の職務として当然の行為。毎年、本庁主催の出入国在留管理局職員人権研修に職員を参加させており、同職員を講師として全職員を対象にフィードバック研修を行っている。

14. 本人の意思に反する強制送還及び家族を引き裂くことになる「同意による帰国」の強制は中止してください。帰国することでその政府等による迫害を受ける危険性のある被収容者については、強制送還は絶対にしないよう強く求めます。

(本年回答)

退去強制令書の発布を受けたものの同意不同意等の意思に関わらず、入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は速やかにその者を送還しなければならないとされている。

15. 4つの一般用面会室の使用に戻すことを要請します。東日本入管センターと同様に面会時の職員立会を止めてください。すべての一般面会に職員を立ち合わせることは、個人情報を理由なく取得するもので、人権に対する不当な侵害にも当たります。

(昨年回答)

可能な限り 4 室を利用する。保安上の理由により利用できないこともある。保安場の理由から職員を立ち合わせており、…所長が立ち合いの必要はないと判断すれば、省略は可能。

(本年回答)

一般面会室は 4 室設置されているところだが、可能な限り 4 室を使用できるように努めているが、保安上の理由から対応できない場合があることを理解してほしい。一般の面会については被収容者処遇規則に基づき入国警備官を立ち合わせており、保安上の理由から立ち合いを省略する予定はないが、諸般の事情を考慮し所長が立ち合いの必要がないと認めた時には個別に立ち合いを省略することもある。現在、コロナ禍の問題はあるが物品授受は再開されている。

16. 性的マイノリティの被収容者への処遇において、人権侵害が起きないように配慮してください。

(昨年回答) 本人の意思を確認し、人権に配慮して適切な処遇を行う。

(本年回答) 本人の意思を確認し、人権に配慮して適切な処遇を行っている。

17. コロナ感染対策上の措置に関して、被収容者の人権に配慮した対応をしてください。

(本年回答)

コロナ感染症対策として、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき各種対策を徹底しているところ。収容施設内においては、被収容者のマスクを常時配備し消毒用アルコールも準備している。また、収容施設内の密状態を避けるため他局からの移収されてくる被収容者の調整及び仮放免の弾力的な運用等により、混雑しない収容人員としている。